

# 公立大学法人宮城大学ネクストリーダーズ基金管理運営規程

令和元年8月1日

規程第176号

## (趣 旨)

第1条 この規程は、宮城大学ネクストリーダーズ基金（以下「基金」という。）の管理及び運営について定めるものとする。

## (目 的)

第2条 基金は、学修・研究の充実、国際的視野の涵養及び教育研究施設等の整備を行うことにより、本学学生を地域社会を牽引する次世代のリーダーに育成し輩出することを目的とする。

## (事 業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 本学学生の学修・研究の充実のための事業
- 二 本学学生の国際的視野を涵養するための事業
- 三 教育研究施設等を整備するための事業

## (基金の構成)

第4条 基金は、第2条に定める目的を寄附目的とする寄附及びその運用による果実をもって構成する。

## (事業年度)

第5条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## (基金の管理)

第6条 基金の管理は、公立大学法人宮城大会計規程（平成21年4月1日規程第76号）8条第1項に定める財務責任者が行う。

- 2 財務責任者は、基金の会計に関する業務を総括するとともに、毎事業年度終了後、当該事業年度に実施した事業に係る決算を行い、第7条に定める基金管理運営委員会の議を経て、公立大学法人宮城大学理事長に報告するものとする。

## (基金管理運営委員会)

第7条 基金の適切な管理運用を行うため、基金管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (委員会の所掌事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- 一 事業計画に関すること。
- 二 基金の予算及び決算に関すること。

三 その他基金の管理運営に関すること。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 副理事長
- 三 理事
- 四 事務局長

- 2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、財務を担当する理事をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の定足数及び議事)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業計画専門委員会)

第11条 第8条第1号の事業計画の作成並びに事業の実施及び評価を行うため、委員会に事業計画専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- 2 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
  - 一 学長
  - 二 副学長
  - 三 学群長、基盤教育群長、研究科長
  - 四 公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年4月1日規則第1号。以下「基本規則」という。）第38条第1項に規定する教育推進センター等の長
  - 五 基本規則第39条第1項に規定する全学センターの長
- 3 専門委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 専門委員会に副委員長を置き、専門委員会委員長が指名する副学長をもって充てる。
- 5 専門委員会委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 6 専門委員会副委員長は、専門委員会委員長を補佐し、専門委員会委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 専門委員会委員長は、専門委員会で審議した結果を委員会に報告しなければならない。

(報告)

第12条 理事長は、基金の管理運用状況を事業年度ごとに理事会に報告するものとする。

(庶務)

第13条 基金並びに委員会及び専門委員会の庶務は、事務局財務課において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (R1.7.31 第152回理事会)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。